



Title	占領下における水の使用権と農業問題：パレスチナ・ヨルダン渓谷を例にして
Author(s)	清末, 愛砂
Citation	GLOCOLブックレット. 2012, 7, p. 53-62
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48254
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

占領下における 水の使用権と農業問題 パレスチナ・ヨルダン渓谷を例にして

清末愛砂

室蘭工業大学大学院工学研究科

1. はじめに—ヨルダン渓谷とは

パレスチナのヨルダン渓谷(Jordan Valley。以下、渓谷)は、ヨルダンとイスラエルの国境にあたるヨルダン川沿いに南北に広が

る約2,400平方キロメートルの地域を指しており、ヨルダン川西岸地区(West Bank。以下、西岸)の28.5%を占めている。海拔380メートルに位置することから、ヨルダン川(Jordan River)のほかにも地下水や泉といった豊かな水源と温暖な気候に恵まれ、パレスチナで最も肥沃な土地として知られている。特に渓谷北部はトマト、きゅうり、なす、ピーマン、とうもろこし、レモン、オレンジ¹、ナツメヤシなどが実る、バルダラ(Bardala)、 Ain・アル・ベイダ(Ein Al-Beida)、カルダラ(Kardala)、ファリシーヤ(Al-Farisiya)、ズベイダット(Zubeidat)、ジフトリーク(Jiftlik)などの緑豊かな農村が点在している。

その一方、渓谷では、ナツメヤシ、オレンジやグレープフルーツなどのかんきつ類、バナナなどの大型のプランテーションを目にすることがしばしばある。これは1967年の第三次中東戦争以降に渓谷を含む西岸に建設されるようになったイスラエルの入植地の一部で



バルダラ村の羊の放牧の様子



バルダラ村のナツメヤシの畑

¹ 地中海沿岸に位置するパレスチナでは、農民が代々、オレンジやレモンなどのかんきつ類やオリーブを栽培しながら、生計をたててきた。1972年にペイルートで〈何者か〉によって暗殺されたパレスチナ作家ガッサン・カナファーニは、1948年のイスラエルの建国の過程で故郷を追放されたパレスチナ難民の姿を描いた短編小説「悲しいオレンジの実る土地」(1958年)を著したが、オレンジの実る土地とはまさしくパレスチナのことを指している。

あるが、イスラエルの占領の歴史を理解することがなければ、パレスチナ人の農地であると錯覚する人も多いであろう。ましてや、パレスチナ農民の土地が入植地建設のために大幅に接収されているだけでなく、水へのアクセスが極端に制限されている〈事実〉を知る人は少ない。

本稿では、渓谷における入植地問題とパレスチナ農民の水の使用権に焦点をあてながら、イスラエルの占領下におけるフード・セキュリティについて考えていくことにする。

2. イスラエルの戦略と渓谷

1967年の第三次中東戦争の結果、東エルサレム²を含む西岸とガザはイスラエルの占領下に置かれた。

同年、イスラエルの労働党のイーガル・アーロンは占領後の西岸の統治案を起草したが、そのなかには、渓谷をユデア砂漠とともにイスラエルに併合する案が盛り込まれていた。現在まで渓谷のイスラエルへの併合はなされていないものの、渓谷における占領政策、およびイスラエル側からの「和平」案は、基本的にアーロン・プラン(Allon Plan)を継承したものとなっている。

1993年から1995年にかけて、イスラエルとパレスチナ解放機構(Palestine Liberation Organization: PLO)との間で一連の〈和平〉合意であるオスロ合意(Oslo Accords)³が締結された。同合意は日本を含む多くの国々で中東和平歓迎ムードとともに、好意的に評価されたものの、文書のなかに「占領」(occupation)という単語は一切含まれておらず、ガザ問題の専門家であるサラ・ロイが指摘するように、「オスロ合意による和平プロセスとは、イスラエルによる占領という構造の廃止を目指すものではありませんでした。それは、形こそ違えど、占領を維持し、さらに強化するためのもの」

2 イスラエル政府は1967年の占領当時から、東エルサレムを西エルサレムに併合することを計画しており、実際に1980年に一方的併合がなされた。同年、国連安全保障理事会は併合が国際法に抵触する旨を示した決議476号を採択した。しかしながら、イスラエル側からは、現在においても併合を解除する気配は見られない。

3 1993年9月のパレスチナ暫定自治に関する原則宣言(Declaration of Principles On Interim Self-Government Arrangements)、1994年5月のガザ・エリコ先行自治協定(Gaza-Jericho Agreement)、および1995年9月のパレスチナ拡大自治合意(Interim Agreement on the West Bank and the Gaza Strip)を指す。

◆ ヨルダン川西岸の現状



A地区：行政権、監察権とともにパレスチナ（ヨルダン川西岸）に17.2%
 B地区：行政権がパレスチナ、監察権がイスラエル（同23.8%）
 C地区：行政権、監察権ともにイスラエル（同59%）
 〔オスロ合意に基づく区分け。割合は2000年のデータによる〕

著者：現代企画室「占領ノート」編集班／遠山なぎ
 ／パレスチナ情報センター

(サラ・ロイ 2009:61) であり、あくまでイスラエルの占領を既成事実化するものにすぎなかった。その結果、西岸はA地区(パレスチナ自治政府が行政権・治安権を有している)⁴、B地区(パレスチナ自治政府が行政権を、イスラエルが治安権を有している)、C地区(イスラエルが行政権・治安権を有している)の三つの地域に分断された。このうちパレスチナ自治区と呼ばれている地域はA地区とB地区をあわせたものであるが、西岸の41%を占めるにすぎない。残りはすべてイスラエルの完全な支配下にあるC地区である。

さらには、2002年以降、イスラエルが西岸内に大幅に食い込む形で分離壁(Separation Wall)の建設を始めたため、さらなるパレスチナ人の土地がイスラエル側に収用されるという事態が起きている。また、西岸内にはパレスチナ人の移動を阻むためのイスラエル軍の検問所の設置および道路ブロックの敷設、イスラエルの都市へと続くイスラエル人専用道路の建設⁵等により、パレスチナ住民は小さくブロック化された飛び地のなかで生活することを余儀なくされている。

2000年5月、イスラエルは東エルサレムを含む西岸の25%を占める土地をイスラエルに併合し、14%を占める土地をイスラエルが暫定支配するという案を示した。同案は、1967年のアーロン・プランをより具体化させたことから、アーロン・プラス・マップ(Allon Plus Map)と呼ばれている。その暫定支配地域には、渓谷一体および西岸南部のグリーンライン⁶周辺の土地(両地区をあわせると

-
- 4 パレスチナ自治政府が治安権を有しているものの、A地区内でイスラエル人がパレスチナ人に對し、暴行等の何らかの犯罪をおかした場合、イスラエル人を容疑者として逮捕する権利はない。
 - 5 西岸内のイスラエル人専用道路をパレスチナ自治区のナンバープレートをつけた車が通ることができないわけではないが、イスラエル軍の検問所で長時間待たされることはしばしばある。また、この道路を使わせないようにするために、パレスチナ人専用道路が日本を含む各国の援助で建設されており、このために近距離の街に行くときですら、大幅な迂回を強いられることがある。
 - 6 第一次中東戦争の停戦ライン。1967年にイスラエルの占領下に置かれた西岸とガザの両地区とイスラエルとの境界線を指している。

西岸の14%を占める)が含まれていた。同プランは、あくまで東エルサレムを首都に、西岸とガザから構成されるパレスチナ国家の樹立⁷を主張しているパレスチナ側にとっては、受け入れがたいものであった。

続く同年12月には、イスラエル側から西岸の土地の10%をイスラエル側に併合し、その他10%の土地をイスラエルの暫定支配下に置くという新しい案が提案された。それは、暫定支配地域として、渓谷を含むヨルダン川および死海沿いの国境地帯が含まれたものであった。その翌月の2011年1月に、タバ交渉(Taba Summit)と呼ばれる〈和平〉交渉が行われた。本交渉においては、これまでイスラエル側から出された条件のなかではパレスチナ側の主張に最も近い、渓谷を含む西岸の95%をパレスチナ側に返還する案が提示された。しかし、イスラエルの総選挙前に交渉が中断し、さらには総選挙の結果、アリエル・シャローン(Ariel Sharon)率いる右派政党リクード党(Likud)の勝利により、交渉は中止された。

以上の歴史的な経過をみていくと、1967年以降の占領政策において、渓谷はイスラエルが併合ないしは暫定支配下——すなわち実質的な占領の継続——に置いておきたい地域として位置づけられてきたことがわかる。渓谷は豊かな水資源とともに農業地としての発展性を有し、さらにはヨルダンとの国境沿いにあることから安全保障および輸出入等の経済的観点においても、イスラエルにとって手放すことができない占領地となっている。実際に、オスロ体制下で渓谷は、A地区85平方キロメートル(ジェリコ[Jericho]、アル・ウジャ[Al-Uja])、B地区50平方キロメートル(アイン・アル・ベイダ、バルダラ、ズベイダット等)、C地区2,265平方キロメートル(イスラエルの入植地、国境線、イスラエル軍の基地、自然保護地域、アル・マーレ[Al-Maleh]やジフトリークなどのベドワイン・コミュニティやパレスチナ住民の村を含む)に分断されている(MA'AN Development Center & The Grassroots Palestinian Anti-Apartheid Wall Campaign 2007: 3)。すなわち渓谷の約95%がイス

7 東エルサレムを含む西岸とガザは、1948年に終了したイギリス委任統治時代の25%の土地を占めるにすぎない。パレスチナ側としてはこれ以上の併合は妥協しがたい。また、難民の帰還権に関しては、1948年9月と12月に採択された国連総会決議194号によって国際的には認められているものの、「ユダヤ人」国家を標榜するイスラエル側は一切認めようとしない。

ラエルの完全支配下に置かれ、C地区在住のパレスチナ住民はA地区やB地区的住民と比較すると、より過酷な占領政策によって日々の生活の一秒一秒が翻弄されているといつても過言ではない。

3. 入植地経済とパレスチナ農民

第4ジュネーヴ条約(文民保護条約、Convention relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War)第49条は、「占領国は、その占領している地域へ自国の文民の一部を追放し、又は移送してはならない」ことを規定しているが、同条約の締約国であるイスラエルは、1967年の占領以降、占領地内にイスラエル人のための入植地の建設を始めた。渓谷もその例外ではなく、1968年に最初の3つの入植地(メホラ[Mehola]、アルガマン[Argaman]、カリア[Kalia])が建設された。当初は軍事目的であったものの、1970年代から1980年代にかけては、農業、産業、宗教および軍事を目的として渓谷内の入植地の建設が急速に進み(MA'AN Development Center & Jordan Valley Popular Committees (1) 2010: 4)、2005年にガザからイスラエルが「一方的撤退」(イスラエルとの境界線のみならず、制海権・制空権ともにイスラエルに掌握されて



渓谷北部のメホラ入植地

いるため、実質的には占領が続いていると解すべきである)をしたが、その際にもガザの入植者の一部が渓谷に移動している。現在では、2008年にイスラエル政府によって承認されたマスキオット入植地を含む37か所の入植地が渓谷の半分強の面積を占める1,200キロ平方メートルを占拠しており、パレスチナ住民は入植地と入植地の間に残された土地に押し込められる

かのように暮らしている。

渓谷における入植地経済は、パレスチナ人から収用した広大な土地を用いて行なわれている大規模農業によって成り立っている。具体的には、入植地の農地で栽培されたナツメヤシ、ハーブ、トマト、グレープフルーツ、バナナ等の農産物を、主にはヨー

ロッパの市場に輸入することで利益を得ている。EUのなかで最も大きな市場をイスラエルに提供しているのは、ドイツ(21%)、イギリス(18%)、オランダとイタリア(ともに11%)およびフランス(10 %)である(Jordan Valley Solidarity 2008: 1)。これらの国々の市場で販売されている農産物等のイスラエル製品には、上述したように第4ジュネーヴ条約に抵触する入植地のなかで生産された輸出品が含まれているのである。しかし、実際に販売されるときには産出国名として「イスラエル」とのみ書かれるため、製品が入植地産であるのかどうかを見分けることは難しい。

渓谷に在住している入植者の数は、約9,400人(MA'AN Development Center 2010: 4)と少数であるため、入植地内の農地には数多くのパレスチナ農民が安い労働力として導入されている。これらの農民は、渓谷内で代々農業を受け継いできた家族の出身者が多いが、占領政策によって土地を収用され、さらには後述するように、水の大幅な使用制限を受けているため、自作農として生計を立てることができなくなった者たちである。なかには、 Ain·Al·Bayda村のように、居住している村の住人の所有地であった土地が収用され、入植地の農地となつたため、そこに毎



AIN·AL·BEIDA村周辺の入植地のナツメヤシのプランテーション



AIN·AL·BEIDA村周辺の入植地の農地(元々は同村の敷地内の農地)で働くパレスチナ農民たち

朝、働きに出かける農民も数多くいる。同村の村長によると、今では村の50%の人口が入植地での農作業に従事しているという。

これらの労働者の賃金は、イスラエルの最低賃金を下回っており、朝6時から夜9時まで働いても一日あたり2,400円ほどの稼ぎにしかならない。また、労災等の社会保障の権利も保障されていないため、たとえ仕事中に負傷しようとも、あるいは負傷により後遺症が残ろうとも、医療費や後遺障害年金等が支払われるわけではない。入植地での農作業を始める際に、「労働中に負傷しても、その医療費は一切請求しません」とする旨の文書に署名させられている場合もある。

4. 溪谷における水問題：大幅な使用制限

1967年の占領以降、イスラエルの占領当局は渓谷における水資源の使用権を手中におさめ、入植者には豊富な水の使用を認めてきた一方、パレスチナ人に対しては使用できる井戸の指定のみならず、井戸の堀削の深さ、一日あたりに認められる水の使用量を決める等、水資源へのアクセスを大幅に制限している。その結果、入植者の5倍以上もの人口を有する渓谷のパレスチナ人(約52,000人)は、渓谷の水資源の40%、ないしは年間あたりわずか約580億リットル分の使用が許可されているにすぎない(MA'AN Development Center & Jordan Valley Popular Committees (2) 2010: 42)。占領が始まる前までは、渓谷の住民はヨルダン川にもアクセスでき、そこから農業用水等をくみ上げていた。占領以降はヨ

ルダン川周辺への立ち入りは許されず、フェンスを越えて近づこうものなら警戒中のイスラエル兵に射殺される可能性が高い。また、占領以降に162か所の井戸が取り上げられ、それらに近づくことも許されない。したがって、渓谷のA地区やB地区在住のパレスチナ人は、自分の村のなかに残された、使用許可が与えられている井戸を使うか、あるいはイスラエルの国営水会社メコロット社(Mekorot)から、イスラ



バルダラ村のなかに作られたメコロット社の井戸

エル人よりも高い料金を支払う形で水を購入する以外に水入手する方法がない。B地区に指定されているバルダラ村では、村の真ん中にメコロット社の井戸が村の井戸よりも深く堀削される形で設置されたため、村の井戸は干上がってしまった。

2010年5月に、トマト、きゅうり、インゲン、ズッキーニ、レモン、オレンジを栽培しているというバルダラ村在住の農民の一人から聞き取り調査をしたところ、農業用水が十分ではなく、3日に一度の割合で水撒きをせざるを得ないこと、またその際の水もメコロット社から有料で提供されるが、料金はパレスチナ自治政府が払ってくれることを教えてくれた。農業用水が入手しにくいとなると、農民は大量の水を必要としない作物を栽培せざるを得なくなる。その結果、生産される農産物に偏りができ、市場に出すときに価格競争が起きるために、農民の手元に残る収入が減少する。渓谷のパレスチナ農民は農産物を西岸内の市場に出しているが、西岸の他地域からの農産物との競争もあるため、十分な収入を得ることができるのは消費者を獲得することができない状態にある。また、その際の搬送に関してはイスラエル軍の検問所の通過に時間がかかるため、生鮮食品の商品価値にも影響が出ている。

パレスチナ農民はできることなら、隣国のヨルダンやヨーロッパ諸国の中にも農産物を輸出したいと考えているが、イスラエルが国境を管理しているため、搬送料のほかに、関税を取られることになり、小規模農業の農民にはハードルが高い。アイン・アル・ベイダ村に1,000ドナム⁸の土地(しかし、それらはすべてC地区に指定されている)を有している渓谷北部一の地主に聞き取り調査をしたところ、一部の農産物は関税を払ってパレスチナの農業会社経由でヨルダンに輸出できているが、希望しているヨーロッパ市場への輸出はイスラエルのセキュリティ・チェックが厳しくいため難しいと答えてくれた。

さらに大きな問題に瀕しているのが、C地区在住のパレスチナ人である。C地区では、パレスチナ人が家屋等の建造物の建築・再建・改修する際には、イスラエルからの許可を必要とする。しかし、許可申請をしたところで、ほとんど認められることはないと、住民は許可がないまま家を建築・改修せざるを得なくなる。占領当局に見つかると、撤去命令が発令される。それに従わな

⁸ 1ドナムは1,000平方キロメートルの広さである。



ベドウイン・コミュニティのカーフ二地区。手前はベドウインの水タンク。後ろには入植者用の貯水施設が見える。

いでいると、破壊命令が発令され、ほぼ確実に破壊される。破壊対象は、井戸や小屋からベドウイン(遊牧民)のテントにいたるまですべてである。C地区在住のパレスチナ人の場合、村やベドウイン・コミュニティに水道が通っていないことが多いため、燃料費を払ってA地区やB地区にある井戸からくみ上げてきた水を移動式の水タンクに貯水するか、あるいはメコロット社から高い料金を払って購入した水と同じく水タンクに貯水して、そ

れらを少しづつ使用せざるを得ない。実際に4時間かけてその日一日分の家族の飲料水を探していたベドウインの男性に会ったこともある。渓谷の夏は40度を超す高温になることもあるため、水の補給は欠かすことができない。そのようななかで水の使用量がこのように制限されていること自体、生活権を著しく脅かすものとなっている。

5. おわりに

本稿では、渓谷のパレスチナ人の土地を収用して作られた入植地問題と水の使用権の制限から生じたパレスチナ農民の現状について紹介しながら、イスラエルの占領下で人為的に引き起こされてきた〈人道危機〉について検討してきた。水資源の制限は、ここで例に挙げた農業用水や飲料水の確保の問題のみならず、人体に大いなる影響をおよぼしかねない衛生問題を含んでいる。極めて限られた水を暑い夏に水タンクの中で保存し、人間の飲料水、料理や皿洗い用の水、入浴、洗濯、さらには山羊や牛の飲み水にいたるまで同じタンクの水を使わざるを得ないため、渓谷の一部の村では子どもが皮膚病に苦しむ事態まで起きている。また、入植地からパレスチナ人の居住地域に汚水が流れ込んできているため、泉や小川が汚染された地域もある。そのなかで、たとえばアーマバ赤痢のような伝染病にかかる大人や子どもがいる。しかし、渓谷内の村にはクリニックが開設されているにすぎず、

病院がある周辺都市のナープルスやジェリコに行くためには、交通手段を確保しなければならない。

水へのアクセス権(Right to Water)は、人間の生にとって欠かすことができないがゆえに、すべての人々に認められた固有の権利である。社会権規約(International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)第11条は、「この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不斷の改善についてのすべての者の権利を認める」ことを謳っている。イスラエルは本規約の締約国である以上、またオストロ合意が、「占領」という単語は使われていないものの、その内容としてはそれまでの占領を明らかに既成事実化したものである以上、公的にも占領者として、同規約がパレスチナ住民に適用されるような措置を取る必要がある。パレスチナ人が同規約第11条で認められている権利を完全に享受するためには、最終的にはオストロ体制の終結と東エルサレムを含む西岸およびガザの完全な独立が不可欠であることは言うまでもない。パレスチナにおけるフード・セキュリティは、「紛争解決」(conflict resolution)ではなく、占領からの解放によって確保される問題なのである。

参考文献

サラ・ロイ(岡真理・小田切拓・早尾貴紀翻訳)

2009 『ホロコーストからガザへ—パレスチナの政治経済学』東京：青土社
MA'AN Development Center & The Grassroots Palestinian Anti-Apartheid Wall

Campaign

2007 “To Exist is to Resist: Eye on Jordan Valley (Fact Sheet)”
Jordan Valley Solidarity

2008 “Recent Developments in Israeli Vegetable Exports to Main European Markets”
MA'AN Development Center & Jordan Valley Popular Committees (1)

2010 “Eye on the Jordan Valley”
MA'AN Development Center
2010 “Draining Away: The water and sanitation crisis in the Jordan Valley”
MA'AN Development Center & Jordan Valley Popular Committees (2)

2010 “To Exist is to Resist: Save The Jordan Valley”